

# 大井町給水工事設計基準

大井町水道事業

令和6年4月改定

# 目 次

## 第1章 給水装置の概念

第1節	はじめに	1
第2節	目的	2
第3節	給水装置の定義	2
第4節	給水栓の種類	2
第5節	給水装置工事の種類	2

## 第2章 調査及び設計

第1節	工事の申請	3
第2節	設計要領	3
第3節	基本調査	4
第4節	給水装置の構成	4
第5節	給水管及び水道メータの口径決定	5
第6節	給水管の管口径均等表	6
第7節	使用水量	7
第8節	給水方式	10
第9節	貯水槽以下装置の指導基準	11
第10節	給水台帳の記載方法	15
第11節	開発の申請及び注意事項	18
第12節	国・県道の申請及び注意事項	18
第13節	誓約関係参考例	19

## 第3章 施 工

第1節	給水装置工事の施工区分	20
第2節	分岐	20
第3節	配管工事	20
第4節	防護工	21
第5節	管の埋設	22
第6節	掘削	22
第7節	埋戻しと残土処理	22
第8節	路面復旧	23
第9節	止水栓の設置	23
第10節	水道メータ	23
第11節	集合住宅におけるメータの取り扱いについて	24

第12節	撤去工事	24
第13節	写真撮影	25
第14節	交通保安設備設置基準	26
第15節	断水	26
第16節	事故処理	26

#### 第4章 審査及び検査

第1節	審査	27
第2節	責任修理	27
第3節	給水装置工事検査要領	28

#### 第5章 参考資料

給水装置の構成	30
給水装置工事申請及び施工承認願 記載例	31
給水装置工事承認書	34
給水装置工事完成検査申請書	35
給水装置工事完成検査表	36

# 第1章 給水装置の概念

## 第1節 はじめに

給水装置は、水道事業者と需要者との接点にあたり、また、分水栓から末端の給水栓までの工事費は需要者の負担にかかるもので、いわば個々の需要者の資産であることから、水道事業者が装置の維持管理を一方的に行うことはできません。

そうしたことから給水条例を設けて、需要者に対して善良なる管理を委ね、あるいは装置の構造や用具にも基準を設け、厳しい規制措置をとるとともに、給水装置の維持管理について、水道事業者と需要者が共に行う性質であり、そのように運営されています。

従って我々水道事業者と需要者との橋渡し役として給水装置の工事に直接携わる責任技術者の方々は、将来にわたっての維持管理面を配慮の上設計し、施工にあたらなければなりません。特に、給水装置工事の竣工図面は、配水管から末端の給水栓までの状況及び使用材料等を正確かつ明瞭に記すことで、保守や修繕等の維持管理に極めて重要な基礎資料となるものなので、現場に忠実に作成する必要があります。

以上、指定工事店及び責任技術者の皆さんは、このことを常に認識するとともに、申請から完成まで責任をもって対応に当たることが求められています。

## 第2節 目的

この基準は、給水装置の設置及び管理を適正かつ合理的にするため、水道法、同施行令、同施行規則、大井町水道事業給水条例及び同施行規程に基づき、給水装置の設計、施工、監督、検査、材料及び器具の選定等について、定めることを目的とする。

## 第3節 給水装置の定義

給水装置とは、需用者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(水道法第3条第9項)

直結する給水用具とは、分水器具、止水栓、給水栓等機構的に直結して一体をなし、有圧のまま給水できる用具をいう。

## 第4節 給水栓の種類

1. 普通計量栓・・・1戸又は1世帯の家事に供するもの  
(一般家庭用において使用するもの)
2. 特別計量栓・・・事業又は特殊の用に供するもの  
(営業又は多人数の集合する場所で使用するもの)
3. 臨時栓・・・工事その他臨時に使用するもの  
(仮設宿舎及び工事事務所等に使用するもの)

## 第5節 給水装置工事の種類

1. 新設工事・・・給水装置のないところに新たに給水装置を新設する工事をいう
2. 改造工事・・・給水装置の管口径及び水道メータ口径の変更あるいは、水栓の位置等を変更する工事をいう
3. 増設工事・・・給水管の口径を変更せず、給水栓を増す工事をいう
4. 撤去工事・・・給水装置の一部又は全部を取り除く工事をいう

## 第2章 調査及び設計

### 第1節 工事の申請

給水装置の新設、改造、増設、撤去工事をしようとする者は、町長に対し、給水装置工事申請及び施工承認願（以下「給水台帳」という。）を申請し、承認（「給水装置工事承認書」を受理）してからでなければ工事をしてはならない。

### 第2節 設計要領

設計とは、現場調査から計画図面の作成、工事見積額の算出をいう。設計に当たっては、次の各号によらなければならない。

1. 計画内容は、単に水が出ればよいというだけでなく、需要者が必要とする水量、水圧、水質に対して不安がないこと。
2. 構造及び材質は、法令及び本給水工事設計基準に適合し、かつ、使用が便利で低廉であること等を考慮し申請者と十分協議して計画すること。
3. 設計に当たっての条件は次のとおりとする。
  - (1) 給水装置全体が需要者の必要とする所用水量を満たすものであって、かつ、過大でないこと。
  - (2) 器具及び材料は、水質の汚染されない材質のものを使用し、所定の水圧試験に合格した規格適合品を使用すること。
  - (3) 給水装置は、給水管内に汚水が逆流する構造は、絶対にしてはならない。
  - (4) 凍結、電蝕、腐蝕及び温度変化等による破損事故などの発生するおそれがある場合は、有効な防護措置を施すこと。
  - (5) 給水管は、給・配水管以外の管及び給・配水管に衝撃作用を生じさせる用具や機械と連結又は接触はないこと。
  - (6) 給水管内に水が停滞するような構造は避けること。
  - (7) 給水管内に水が停滞して死に水(腐れ水)の生ずるおそれのある箇所には、排水装置(泥吐き管)を設けること。
  - (8) 外観が不体裁でなく、修繕などの維持管理が容易であること。
  - (9) メータ及び止水栓の位置は、第3章第9節「止水栓の設置」及び、第3章第10節の2「水道メータの設置場所」の項目を遵守し設計すること。

### 第3節 基本調査

#### 1. 事前調査

工事の申し込みを受けたときは、設計の基本となる現地調査を能率的に行うため、次の事項について事前に調査する。

- (1) 給水管を新規に引き込む場合は、付近の配水管及びその他の地下埋設物状況を確認する。
- (2) 既設給水装置から分岐する場合は、その図面を確認する。
- (3) 撤去、改造、増設の場合は、既設の図面を確認する。

#### 2. 現場調査

現場においては、次に示す設計の基本事項について調査する。

- (1) 建築配置図と関係図面が現地と相違ないかなどを確認する。
- (2) 現場付近の配水管の管種、口径、水圧、埋設位置、給水能力及び給水管からの分岐の場合、親管となる給水管の管種、口径、水圧、埋設位置使用水量等の調査を行う。
- (3) 道路、河川、水路の現況、掘削が可能か、夜間又は昼間施工か、通行止めが可能か等、必要があれば道路管理者、河川管理者及び警察署と事前協議する。なお、道路幅員等の調査も併せて行う。
- (4) 申請者の希望する水栓等の位置、用途、水量（給水装置の器具については所要水圧、瞬間水量を含む）、使用人員等の確認を行う。
- (5) 取り出し位置、分岐地点標高（管の中心高）と装置の標高差、給水方式、使用材料、器具及び給水口の有効適切かつ経済的な配管位置を選定する。
- (6) 止水栓及び水道メータの位置については、将来にわたり維持管理や操作点検等に支障が無い場所を申請者と十分協議し選定する。
- (7) 既設給水管から分岐する場合、既設管の図面と現地とを調査してその位置を確認し、既設管に止水栓を取り付けたり、既設水道メータの位置を変更したりすることの可否を決定する（既設管の所有が他人の場合は、給水装置所有者承諾欄に記名、押印する）。
- (8) 既設の止水栓筐及びメータボックスが旧タイプか確認する。  
（旧タイプの場合は、止水栓筐に限り申請者の負担にて交換する）。
- (9) 申請者の給水装置が他人（土地権利者）の土地を通る場合は、その承諾を得る。（土地所有者承諾欄に記名、押印する）。

### 第4節 給水装置の構成

給水装置は、最低限給水管並びにこれに直結する分水器具、止水栓、水道メータ、給水栓をもって構成されていて、他に止水栓筐などの付属用具を備えていなければならない。（P30 参考資料参照）

## 第5節 給水管及び水道メータの口径決定

給水管の口径の決め方は、第2節設計要領、第3節基本調査の条件を十分留意し、おおむね次の表を基準として定める。

### 1. 直結式の場合

直結式の場合は、全てを13mmの水栓に換算し、その水栓数に応じ決定する。13mmの水栓を1栓として換算する場合は次による。

20mmの水栓・・・2.5栓	小便洗浄フラッシュバルブ・・・0.5栓
25mmの水栓・・・4.0栓	洗浄用ボールタップ・・・・・・・・0.5栓
衛生水栓・・・・・・・・0.5栓	

表2-5-1 直結式の給水管とメータ口径

換算栓数	給水管口径	メータ
7栓以下	φ13mm	φ13mm
8～15栓以下	φ20mm	φ20mm
16～25栓以下	φ25mm	φ25mm

### 2. 貯水槽式の場合

貯水槽式の場合は、業種別一日平均使用水量で求めた水量により決定する。  
(第7節 使用水量 表2-7-4参照)

表2-5-2 貯水槽式の給水管とメータ口径

使用水量 (m <sup>3</sup> /日)※1	適正使用流量(m <sup>3</sup> /h)	給水管口径	メータ
12以下	0.2～1.6	φ20mm	φ20mm
12を超え18以下	0.23～2.5	φ25mm	φ25mm
18を超え44以下	0.4～6.5	φ40mm	φ40mm
44を超え140以下	1.25～17.0	φ50mm	φ50mm

※1 1日使用時間の合計が10時間の時



## 第6節 給水管の管口径均等表

共同で使用する給水装置において、幹線より支管分岐できる栓数や支栓数を知るには、給水設備の実情に適応した計算によって決定すべきであるが、大管に相当する小管数や支栓数を参考として推測する場合は、次の略計算式及び次の管口径均等表を用いるのが便利である。

N : 小管の数  
 D : 主管の口径  
 d : 分岐管の口径

$$N = \left( \frac{D}{d} \right)^{\frac{5}{2}}$$

表 2 - 6 - 1 管口径均等表 (件数)

分岐・管 径 主管径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm
13mm	1.00				
20mm	2.89	1.00			
25mm	5.10	1.74	1.00		
40mm	15.59	5.65	3.23	1.00	
50mm	29.00	9.80	5.65	1.75	1.00
75mm	79.97	27.23	15.59	4.80	2.75
100mm	164.50	55.90	32.00	7.89	5.65

## 第7節 使用水量

1. 建物種別による使用水量の標準は、ほぼ次のとおりである。

表2-7-1 一人一日当たり平均使用水量 (ℓ/人)

建物種別	使用水量(1)	備 考	建物種別	使用水量(1)	備 考
一般住宅	250～350		病 院	300～500	患者一人当たり
営業兼用	250～380		劇 場	30～40	外来者を含む
アパート	180～260		官 公 署	80～120	〃
料 理 業	150～220	来客を含む	銀 行	100～160	〃
レストラン	150～220	〃	会社事務所	100～160	〃
旅 館	200～300	〃	ホ テ ル	300～500	〃
デパート	20～30		学 校	50～80	〃

- (注) (1) オフィスビルは外来者と内勤者との合計人員一人当たりの使用水量  
 (2) その他来客のある建物は外来者と在勤者との合計人員一人当たりの使用水量  
 (3) 病院（病床1床当たり）は入院患者、付添人、病院付人員を含めた病床1床当たりの使用水量  
 (4) 劇場は定員数と従業員との合計一人当たりの使用水量

表2-7-2 建物内居住人員 (人)

建物種別	居住人員 (人/㎡)
一般住宅	0.2 ～ 0.3
学 校	0.2 ～ 0.5
工 場	0.1 ～ 0.2

(注) 建物の有効床面積当たりの居住人員を示す

表2-7-3 単位床面積当たりの平均使用水量 (ℓ/㎡)

建物種別	延べ床面積1㎡1日当たりの平均使用水量
ホ テ ル	40 ～ 50
デパート	25 ～ 35
劇 場	20 ～ 30
官 公 署	20 ～ 25
会社・事務所	20 ～ 30
病 院	30 ～ 50

表 2-7-4 業種別一日平均使用水量 (m<sup>3</sup>)

番号	業 種	単位	使用水量	備 考	
1	一般住宅	1 人	1.0		
2	〃	〃	0.5	ワンルームマンション	
3	独身寮	A	〃	食堂施設のあるところ	
		B	〃	〃 ないところ	
4	食品店舗	A	100 m <sup>2</sup>	バー、キャバレー、スナック等	
		B	〃	喫茶、飲食店等	
5	食品以外の店舗	1 戸	1.0	ただし、水を使用する店舗は除く	
6	事務所	100 m <sup>2</sup>	2.0	事務所以外の店舗を除く	
7	銀行	〃	1.5		
8	デパート	〃	2.5	食堂を含む	
9	スーパーマーケット	〃	3.0		
10	ボーリング場	〃	1.5		
11	特殊浴場 (サウナ等)	〃	10.0		
12	駐車場	〃	0.1		
13	会館	〃	2.0	喫茶、食堂は除く	
14	ファミリーレストラン	〃	9.0		
15	幼稚園・小学校	1 人	0.06	教職員を含む	
16	中・高・大学校	〃	0.05	〃	
17	養老施設・老人ホーム	〃	0.5	職員は 200ℓ/日とする	
18	タクシー会社	1 台	0.5	洗車等	
19	ホテル	A	1 室	2.0	モーテル、特殊浴場含む
		B	〃	1.0	一般のホテル
		C	〃	0.5	ビジネスホテル (食堂は別途)
20	青果物店	1 店	1.5	住居は含まず	
21	精肉店	〃	1.0	〃	
22	鮮魚店	〃	3.5	〃	
23	寿司店	〃	3.0	〃	
24	豆腐店	〃	5.0	〃	
25	写真店	〃	3.0	〃 (取次店は 5 を適用)	
26	クリーニング店	〃	5.0	〃 ( 〃 )	
27	コインランドリー	1 台	0.5	〃	
28	美容院	1 基	0.5	〃	
29	理髪店	〃	1.0	〃	
30	病院	1 床	1.0	産婦人科、歯科含む	
31	医院	1 戸	4.0	眼科、内科、小児科	
32	ガソリンスタンド	100 m <sup>2</sup>	2.0		
33	洗車場	1 基	1.0		

2. プールによる使用量の標準は、ほぼ次のとおりである。

(プールの設置にあたっては事前協議をすること。)

表2-7-5 プールにおける標準使用量

方式	種別	1日使用水量	補給水	雑用水	入替水量
循環式の場合	学校	0.22Q	0.07Q	0.08Q	0.07Q
	一般	0.37Q	0.15Q	0.15Q	0.07Q
循環式でない場合	学校	0.40Q	0.07Q	0.08Q	0.25Q
	一般	0.55Q	0.15Q	0.15Q	0.25Q

(注) (1) プール容量 Q : m<sup>3</sup>

(2) 補給時間 学校 6時間 9時～15時

一般 12時間 9時～21時

(3) 入替日数 循環式の場合 15日

循環式でない場合 4日

(4) 満水及び入替する時には町に連絡するとともに、夜間給水を原則とする。

3. 貯水槽容量の標準は、ほぼ次のとおりである。

< 計算式 >

貯水槽容量 (Q) = 1人1日当たり使用水量 × 標準貯水時間 × 人数

表2-7-6 貯水槽1個当たりの標準貯水時間 (時間)

業態と用途別	貯水槽1個当たりの標準貯水時間	備考
一般家庭	1日を12時間としての6時間分 6/12	
ホテル	1日を8時間としての6時間分 6/8	従業員及び宿泊者数
デパート	1日を10時間としての6時間分 6/10	従業員+2hの来客数
官公署	〃	〃
銀行	〃	〃
劇場	1日を12時間としての6時間分 6/12	上演1回当たり収容数
料理業	1日を10時間としての6時間分 6/10	3h当りの来客数
病院	1日を12時間としての6時間分 6/12	
学校	1日を8時間としての4時間分 4/8	

< 算定例：12世帯のアパートの場合 >

条件 (1) 1人/1日平均使用水量：2200 (2) 標準貯水時間：6/12時間

(3) 人数：12世帯×3.5人=42人

$$\therefore 220 \times 6/12 \times 42 = 4.6 \text{ m}^3$$

## 第8節 給水方式

給水方式（方法）は、大別して直結方式と貯水槽方式の2種類があり、配水管の水圧状況、地形、水の使用状況に応じ、それぞれ次の基準により決定すること。

### 1. 直結方式

直結方式で給水を行う場合は次の基準がすべてを満たされなければならない。

- (1) 配水管の最小動水圧が、0.15Mpa以上あり、使用水量に対して十分で常時円滑な給水が可能なこと。
- (2) 給水装置内部の吐出口（給水栓）で同時に使用した場合において、末端の吐出口又は最高位の吐出口で最小動水圧が0.05Mpa以上あること。  
ただし、給水装置に係る器具については、器具の必要圧が常時十分保証でき、内部の使用器具に重大な支障を来たすおそれがないこと。
- (3) 末端の吐出口又は最高位の吐出口が道路面から5m以上10m未満の建物（3階建程度）で配水管の最小動水圧が0.25Mpa以上あり、末端及び最高位の吐出口で最小動水圧が0.05Mpa以上あること。
- (4) 当該地に接する配水管等の口径により、表2-6-1の管口径均等表を基本とし、使用水量に対して十分で常時円滑な給水が可能なこと。
- (5) 3階建て住宅においては配水管が75mm以上からの分岐を基本とするが、上記の動水圧及び使用水量が十分であり常時円滑な給水が可能なときは配水管が50mm以上でもよい。  
ただし、給水を希望する場所と同一の配水管に係わる同一の標高地点で、配水管又は給水栓の吐出口における水圧を24時間以上測定し記録表を提出すること。
- (6) 給水引き込み管は口径20mm以上とする。また、メータは13mm以上とする。
- (7) 既設水道使用者に対して、減・断水を及ぼすおそれが無く、使用水量に対して十分で常時円滑な給水が可能なこと。
- (8) 減・断水により、営業に支障を来すおそれがないこと。

### 2. 貯水槽方式

- (1) 常時一定の水圧・水量を必要とするとき。
- (2) 配水管の水圧が所要圧に比べて不足し、目的を達しないとき。
- (3) 配水管等の事故による急な減・断水にも給水を持続する必要があるとき。
- (4) 水圧過大で給水装置に故障を起こすおそれがあるとき。
- (5) 3階建て以上の建物〔直結方式(3)に適合しないとき〕に給水するとき。
- (6) 一時的に多量の水を必要とし、他の使用者に影響を及ぼすおそれのあるとき。
- (7) 水道メータの通過流量が許容量を超えるとときで、改造工事で施工できないとき。

- (8) 病院、クリーニング店、写真店、飲食店、生鮮食料品店で減・断水により営業に支障を来すおそれがあるとき。
- (9) 水道に直結できない機器を設置し、これに給水を希望するとき。
- (10) 水道メータの口径が 50mm 以上で、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (11) 工場などの薬品を使用するとき。
- (12) その他、第 8 節-1 の直結方式の条件に適合しないとき。

### 3. 直結方式と貯水槽方式の併用

3 階建て以上の建物で同一建物以外に共同使用の目的で設置する散水栓、足洗場等については直結することができる。

## 第 9 節 貯水槽以下装置の指導基準

### 1. 目的

貯水槽以下の装置は、水道法第 3 条第 9 項に規定する給水装置ではなく建築設備として取り扱われるものであるが、その構造及び材質に不備があるときは、水道利用者に不安を引き起こし、衛生上及び設備上の不具合が生じるおそれがあるので、この基準により指導するものである。なお、この指導基準に掲げる以外の基準については、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 2 の 4 の規定に基づき定められている「給水、排水その他の配管設備の設置及び構造」を遵守すること。

### 2. 給水方式

貯水槽方式の主なものは、次の各号のとおりである。

#### (1) 高置水槽式

高置水槽式とは、貯水槽を設けて、貯水槽に受水した水をポンプで屋上の高置水槽へ圧送し、そこから各階へ自然流下で給水を行うもの。

#### (2) 圧力水槽式

貯水槽に受水した水をポンプにより圧力タンクに貯留し、その内部圧力により需要者の給水栓まで給水するもの。

#### (3) ポンプ直送式

貯水槽に受水した水をポンプで直接需要者の給水栓まで給水するもので、需要水量の変化に対してはモータを変速運転するなどの方法で常に圧力を一定に保ちながら給水するもの。

### 3. 設置位置

貯水槽の設置位置は次の各号のとおりとすること。

(1) 明るく換気がよく、管理の容易な場所にすること。

(2) 天井、底又は周壁の保守点検は外部から容易、かつ安全にできるように設置すること。

- (3) 貯水槽は、し尿浄化槽、汚水ます等の汚染源に近接しないこと。また、貯水槽を地中に設置する場合は、貯水槽から衛生上有害なものの貯留又は処理に供する施設までの水平距離が 5m未満の場合は貯水槽の周囲に必要な空間を確保すること。

#### 4. 設計、施工

##### (1) 給水設備全体

- ①飲料水の配管設備の材質は、不浸透質の耐水材料で、水が汚染される恐れのない衛生上安全なものとする。
- ②飲料水の配管設備とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。
- ③飲料水の配管設備の水栓等開口部にあつては、有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。

##### (2) 給水管等

- ①水を汚染する恐れのある設備の中を貫通させないこと。
- ②点検、補修、交換等維持管理が容易に行うことができること。
- ③他の配管と識別できるように表示すること。
- ④水槽へ流入する給水管の立管に給水栓を設けること。

##### (3) 設置場所

- ①有害物や汚水等によって、水が汚染される恐れがない場所に設けること。
- ②維持管理が安全かつ容易で、衛生的に行える場所に設けること。
- ③外部から水槽の全ての面を完全に点検できるよう、上部面については 1m、その他の面は 0.6m以上の空間を確保すること。
- ④水槽の上部には、水を汚染する恐れのある設備機器等を設置しないこと。
- ⑤屋内に設ける場合は、十分な換気、排水及び照明の設備を設けること。
- ⑥原則としてビルピット内に水槽を設置しないこと。ただし、ビルピット内に設置せざるを得ない場合は、次の措置を講ずること。
  - ア) 安全に昇降できる措置を講ずること。
  - イ) ビルピットの点検口は、安全かつ容易に点検できる位置に設け、原則として点検口直下に水槽を設けないこと。
- ⑦水槽を専用室に設ける場合は、室内に水を汚染するおそれのある配管を設置しないこと。
- ⑧屋外に設ける場合は、原則として柵等を設けること。
- ⑨塔屋の屋上等、高所へ設ける場合は、その設置場所への昇降に支障がないよう階段等を設け、かつ、水槽の周囲には 0.6m以上の点検作業スペース及び 1.1m以上の手すりを設けること。また、階段の上り口には安全上、鍵付きの扉を設置すること。

##### (4) 構造・設備

- ①ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とすること。

- ②日光等により水質が悪影響を受けないようにすること。
- ③上部は適当な勾配を設ける等、雨水などが滞留しない構造とすること。
- ④内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。
- ⑤水槽とポンプ室が一体型となるような構造としないこと。
- ⑥停滞水を生じさせないため、次の構造とすること。
  - ア) 水槽の有効容量は、計画1日最大使用水量のそれぞれ 4/10～6/10、1/10 程度を標準とし、有効容量は使用水量に対して過大でないこと。
  - イ) 給水管の流入口と流出口とは、対称の位置に設けること。
  - ウ) 原則として、消防用水槽と兼用しないこと。
- ⑦清掃時の断水を避ける必要のある場合等は二槽式とすること。
- ⑧上部には次に定める構造のマンホールを設けること。ただし、水槽の天井が蓋を兼ねる場合においては、この限りでない。
  - ア) 内部の保守点検を容易かつ安全に行える位置に設けること。
  - イ) 直径 0.6m 以上の円が内接できる大きさであること。
  - ウ) マンホール面は水槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。
  - エ) 防水密閉型のものであり、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造であること。
  - オ) 点検等を行うもの以外の者が容易に開閉できない構造であること。
- ⑨オーバーフロー管は、ほこりその他衛生上有害なものが入らない次の構造とすること。
  - ア) 管端部と排水管の流入口等とは間接排水とし、逆流防止に十分な排水口空間を確保すること。
  - イ) 管端部は下向きであり、十分な下り幅があること。
  - ウ) 管端部には、小動物等の侵入を防ぐのに有効な防虫網が取り付けられていること。
- ⑩通気管は、ほこりその他衛生上有害なものが入らない次の構造とすること。ただし、有効容量が 2 m<sup>3</sup>未満の水槽については、この限りでない。
  - ア) 十分な有効断面積を有し、清潔な場所に開放していること。
  - イ) 管端部は下向きであり、十分な下り幅があること。また、通気笠にあっては、笠が容易にはずれないこと。
  - ウ) 管端部には、小動物等の侵入を防ぐのに有効な防虫網が取り付けられていること。
- ⑪水抜管は、排水に支障のないよう次の構造とすること。
  - ア) 水槽の最底部に設け、必要に応じて水槽の最底部は勾配、排水溝、吸込みピット等を設けること。
  - イ) 管端部と排水管の流入口等とは間接排水とし、逆流防止に十分な排水口空間を確保すること。
- ⑫災害時に活用できる構造・設備を考慮すること。



## 5. 維持管理

貯水槽以下装置の維持管理については、管理者又は設置者の責任であることを徹底すること。又、水道法第34条の2により貯水槽の有効容量が10 m<sup>3</sup>を越えるものは、簡易専用水道として次の基準に従いその水道を管理すること。

- (1) 簡易専用水道設置届けを足柄上保健福祉事務所に届け出ること。  
〔小田原保健福祉事務所足柄上センター〕  
〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島 2489-2 0465 (83) 5111
- (2) 水槽の清掃を1年に1回、定期的に行うこと。なお、清掃にあたっては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物飲料水貯留槽清掃業」の登録業者が行うことが望ましい。
- (3) 水槽の点検を年1回以上行うこと。
  - ①水槽に亀裂、ひび割れがないか。
  - ②水槽内に、錆、沈殿物、汚泥等の混入がないか。
  - ③水槽に、排水や雨水等の汚水が入らないか。
- (4) その他衛生的管理を月1回以上行うこと。
  - ①通気孔、排水管部分の防虫網は完全か。
  - ②水槽周辺の清掃がなされているか。
  - ③マンホール（蓋）の施錠は完全か。
  - ④水道と異質水道（井戸等）とのクロスコネクションはないか。
- (5) 外観状況を毎日1回行うこと。
  - ①末端給水栓（蛇口）で水の色、濁り、臭い、味等に注意する。
- (6) 残留塩素測定を7日以内に1回行うこと。
  - ①残留塩素の測定は、特に義務づけられてはいないが、水の衛生状態を見る上で必要なため、末端給水栓において0.1 mg/l以上あるかを測定する。
- (7) 毎年1回、水道法第34条の2第2項の規定による大臣指定の検査機関に依頼して、衛生的管理についての検査を受けること。  
〔(財)食品薬品安全センター秦野研究所〕  
〒257-8523 秦野市落合 729-5 0463 (82) 4751



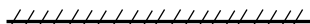

## 第10節 給水台帳の記載方法

給水台帳の記載方法は、次のとおりとする。

1. 工事の区分（第4章第1節を参照）  
申請書表題の（ 新設、増設、改造、撤去 ）を選択し○で囲む。
2. 給水装置所在地  
給水装置の設置場所を記載すること。
3. 所有者及び使用者  
装置の所有者が申請者と異なる場合は、所有者欄に記名、押印すること。  
**（同じ場合は記名、押印は不用）**
4. 用途  
家庭用、業務用、仮設から選択する。業務用の場合はどの業種か記載すること。
5. 権利者承諾欄  
建物、給水装置、及び土地の使用承諾については、その所有者の承諾を得ること。なお、共有の場合は共有者全員を原則とする。
6. 誓約欄  
その申請に係る誓約について、本章第13節の参考例を参考に記載すること。なお、別紙による提出も可とする。
7. 本管  
当該申請地に分岐している前面に布設されている管の情報を記載すること。また、水圧についても記載することを原則とするが、測定が困難な場合は、完成時に記載することも可とする。
8. 量水器  
その申請に必要とする量水器の口径及び数量を記入すること。なお、量水器番号及び出庫・検満年月日は町が記入する。
9. 町納入金  
水道利用加入金等、その申請に該当する金額を記入すること。
10. 完成予定年月日  
予め申請者及び建築業者等、関係者と話し合い日付を記入すること。
11. 給水需要量  
給水装置使用者が必要とする水量を、使用者と十分打ち合わせを行うこと。なお、貯水槽及び多量使用については使用量計算書及び容量計算を添付すること。
12. 申請書記載についての注意事項  
(1) 文字や数字等は、見やすく丁寧に記入すること。  
(2) 施工者以外の氏名には、必ずふりがなをつけること。
13. 図面  
図面は、誰が見ても容易に給水装置の内容が判読できるものでなければならない。

- (1) 用紙・・・給水台帳の裏面に記入すること。なお、特殊なものについては、A3 以内の用紙に書き申請書に添付すること。(P32～33 参考資料参照)
- (2) 縮尺・・・平面図は、1/100～1/200、その他は、適当な縮尺で要領よく配置する。
- (3) 線等・・・線、文字、記号は正確、明瞭、丁寧に、図面に適した大きさに統一し体裁良く記入すること。また、線については次の表により書き表すこと。ただし、申請時の図面は別紙とする。

表 2-10-1 線の書き表し方

名 称	色 別	線の種類	凡 例
新設管	赤	実 線	
既設管	黒	点 線	
撤去管	黒	ハッチ付け	
配水管	黒	一点鎖線	

- (4) 寸法・・・複雑なときは、引き出し線を用いて細部を明記し、単純なときは、各線に沿って記入すること。
- (5) 記号・・・図面に用いる記号は、次のとおりとする。

表 2-10-2 配管記号

管 種	記 号
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	VLGP
水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	PLGP
水道用高密度ポリエチレン管	HPPE
水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP
水道用ステンレス鋼鋼管	SSP
水道用メカニカル型ダクタイル鋳鉄管	MDIP
水道用メカニカル型ダクタイル鋳鉄管 GX管	DIP-GX

(注) 上記以外の管を使用するときは、事前に町に確認する。

表 2-10-3 弁・線類・その他の記号

名 称	図示記号	名 称	図示記号
仕切弁		逆止弁	
止水栓 (乙止め)		メータ	
副止水栓 (丙止め)		空気弁	
消火栓		ドレーン	

#### 1 4. 位置図

給水装置設置場所を中心とした位置図（明細地図）を給水台帳に複写し、その場所を赤色で表示すること。（給水台帳に張り付けてはならない。）

#### 1 5. 平面図

（1）配水管（給水管）から水栓までの給水装置の設置状況がよくわかるように、次の項目を記入すること。（改造等においても、本管から記入すること。）

- ①建物の間取り ②道路の幅員 ③歩車道の区別 ④官民及び民民の境界
- ⑤元管の種類、口径 ⑥取出しの位置 ⑦止水栓及びメータの位置

（2）配管は最短距離且つ維持管理が容易な場所にする。

（3）原則として、メータに車両が乗らない、駐車時に車両の下にならない位置を申請者と十分協議し設計すること。

#### 1 6. 横断面図

新規に給水管を取り出す場合は、道路幅員、本管から境界までの離れ、土被り等を記入した横断面図を作成する。縮尺は1/50を基本とする。

#### 1 7. 立面図

分水からメータまでの配管状況を、立面図として忠実に作成する。

なお、既設取出し管の場合は既存資料を受け取り、その情報に基づいて記載すること。

#### 1 8. オフセット

申請時に止水栓及びメータの設計オフセットを記入する。原則として、目標物から直角に測量すること。位置が変更になる場合は、町に事前に相談し指示を受けること。

#### 1 9. 所有者の変更

給水装置の所有者が変更になる場合は、「給水装置所有者変更届」を提出すること。

また、前所有者からの記名が困難な場合は、土地の所有が変更になったことが分かる書類を添付すること。

#### 2 0. 工事施工の許可

給水台帳、その他工事に必要な関係書類の審査終了後、「給水装置工事承認書」の受理をもって許可日とする。

#### 2 1. 給水工事申請の取り消し

申請者は、何らかの理由により工事の施工を取りやめた場合は、遅滞なく工事申し込みの取り消しを町に申し出なければならない。

#### 2 2. その他

①検針業務に支障が出る恐れがある塀などの工作物を予定している場合や門扉等に施錠し立入できない場合は、メータの位置や工作物について協議、調整すること。

②施工中に水道水を使用する場合は、「工事用給水装置使用開始届」を提出すること。

- ③ 取出し工事の完成検査が終了していない場合、宅内の申請は受付しないので注意すること。
- ④ 給水工事の承諾を得ず工事を行っているケースが見受けられるが、そのような事態が発覚した場合は厳正に対処するので、日頃から適正に対応すること。

第 1 1 節 開発の申請及び注意事項

1. 開発等の申請は「給水台帳」を使用し、記載方法は第 10 節を引用すること。なお、必要に応じて平面図や配管図等を詳細に表示する必要がある場合は別紙にすることができる。
  - (1) 位置図・・・開発申請時に添付した図面
  - (2) 平面図・・・同上の図面で給水装置を朱書きで表示したもの
  - (3) 横断図・・・開発道路で管の位置を明確に表示したもの
  - (4) 配管詳細図・・・使用材料及び口径を表示したもの
2. 工事完成後速やかに完成検査申請書と写真（1 部）及び給水台帳の訂正箇所を修正し提出すること。
3. 注意事項
  - (1) 本管が 40 mm 以上の場合、各戸の分岐はサドル分水栓で行うこと。
  - (2) 本管が 40 mm 以上の場合、管末に排泥管を取り付けること。
  - (3) 土被りは、基本的に 0.8m とする。
  - (4) 申請図面には、断面図（横断図）も記入すること。
  - (5) 開発地及び分譲地等の奥を更に開発等行う場合で、手前の既設管口径で水量が足りない場合は布設替えをしなければならない。
  - (6) 止水栓・仕切弁及び仕切弁筐は、次のとおりとする。

設置場所	口径	止水栓・仕切弁	仕切弁筐
私道または 私有地	40 mm	角ハンドル付青銅弁	φ 150 mm・鋳鉄製蓋
	50 mm 以上	ソフトシール弁（右開）	φ 250 mm（トミス製）
公道または 町移管道路	40 mm	角ハンドル付青銅弁	φ 250 mm（トミス製）
	50 mm 以上	ソフトシール弁（右開）	Φ 250 mm（トミス製）

- (7) 本管から取り出した 1 次側の仕切弁は、開発地内に入ってから設置すること。
- (8) 50 mm 以上の配管を行う場合は、フランジレスタイプのソフトシール仕切弁を基本とする。

第 1 2 節 国・県道の申請及び注意事項

1. 国・県道からの取出しにあっては、県への占用が伴うので給水台帳申請時に次の図面を 3 部提出すること。（図面にはすべて縮尺を記入すること。）
  - (1) 位置図・・・申請箇所が中心になり、かつ周りの目標物等が入っている図面

- (2) 平面図・・・道路の全幅が入る縮尺で作成し、新設管、既設管及び道路構造物（側溝等）を記入する。
- (3) 断面図・・・道路及び新設管に対しての断面を記入する。
- (4) 復旧図・・・路盤及び舗装の復旧範囲を平面及び断面で記入する。  
また、舗装構成（材料、厚さ等）も明記する。
- (5) 現況写真・・・道路の進行方向に対し両側から、また道路から申請地の方向の写真を撮影する。

### 第13節 誓約関係参考例

以下の例を参考に申請者にて給水台帳へ記入する。なお、書ききれない場合は、別紙に記入する。（最後に日付、氏名、押印する。）

#### 1. 水量不足念書

口径変更をしないため、水量不足が生じても一切町に苦情を申しません。

#### 2. 所有者不明念書

所有者不明管から分岐した後の一切の諸問題は、当方で責任を持って処理いたします。

#### 3. 貯水槽方式給水念書

ボールタップ及びポンプの故障による漏水及び水量不足等については、町に苦情を申しません。

#### 4. 営業等、直結給水に対する念書

断・減水等により、営業に支障が生じても町に苦情を申しません。

#### 5. 改造（布設替え）念書

水の出が不良の時は、給水装置及び引き込み管を改良いたします。

※建物所有者、給水装置所有者、土地所有者の承諾については、給水台帳の承諾欄に記名、押印すること。

※複数名の承諾が必要な場合は、別紙により提出すること。

# 第3章 施 工

## 第1節 給水装置工事の施工区分

分水栓取り出し（支管分岐も含む）から末端（給水栓）まで、指定給水装置工事事業者（以下、「事業者」という。）が施工する。ただし、本管取り出し工事については、町の立ち会いを原則とする。

## 第2節 分岐

1. 給水管は、配水管から分岐し、道路の境界線までは配水管とほぼ直角に布設すること。ただし、直角に布設できない場合は町と協議する。
2. 公道内に布設する給水管の口径は20 mm以上とする。
3. 穿孔箇所の間隔は最低0.3m以上離すこと。
4. たこ足分岐は行わないこと。
5. 配水管からの分岐は、サドル分水栓（ $\phi$ 20～50 mm）、バルブ付きT字管（50～200 mm）及びT字管（75 mm以上）とする。
6. 取出し工事の際立会いを行うので、工事日の1週間前までに担当者と調整すること。

## 第3節 配管工事

1. 取出し管
  - (1) 公道内に布設するときは、特に占用位置を誤らないこと。
  - (2) 歩車道の区別のある道路内で縦断方向に布設する場合は、歩道内を原則とする。
  - (3) 配管する前に管内を清掃するとともに、十分管体の検査を行い、亀裂その他の欠陥がないことを確認しなければならない。また、配管が完了したときも使用前に必ず管内の洗浄を行うこと。
  - (4) 工事中、管末には仮蓋等を施し土砂等が進入しないように施工すること。
  - (5) 他の地下埋設物に接近して布設するときは、0.3m以上間隔をとることを原則とする。
  - (6) 側溝等を横断するときは、原則として下越しとする。
  - (7) 開渠を横断するときは、原則として開渠の下に布設し、やむなく上越しするときは、開渠の高水位の高さより上に布設すること。
  - (8) 管を橋梁に添架するときは、適当な間隔を置いてバンド又はブラケット等で固定すること。
  - (9) 側溝等の道路構造物のはつりを行って配管したときは、必ず完全に修復すること。
  - (10) 管の離脱等、配管工事における原因の漏水等は、工事事業者の責任のもと処理すること。

## 2. 宅内配管

- (1) 床下配管は、原則として避けること。
- (2) 給水管内に水が滞溜し、死に水が生ずるおそれがあるところには、水抜き装置（泥吐き管）を設けること。
- (3) 水撃作用が発生しやすい器具等の接続を避けるとともに、その作用防止のために有効な措置を講ずること。
- (4) 貯水槽、プール、その他水を入れ、または受ける器具、施設等に給水する装置にあっては、水の逆流を防止するための適切な措置を講ずること。
- (5) 建築物の部分を貫通して配管する場合には、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等、管に対し有害な損傷防止措置を講ずること。
- (6) やむを得ない場合を除き、露出配管しないこと。

## 3. 配管の変更

申請時の配管状況などが変更になる場合は、変更予定の図面を持参し、担当者とは必ず協議すること。協議を行わず内容を変更した場合は、手直しを指示することがあります。

## 第4節 防護工

1. 電食に対しては、原則として非金属管を使用すること。ただし、やむを得ない場合は、電食防護テープ等の絶縁材料を巻き付けるか、アスファルト系又はコールタール系塗料による塗装などで被覆を完全に施すこと。
2. 酸、アルカリに侵される恐れのある場合は、非金属管を使用して施工すること。
3. 露出する部分は、防寒、防露、防熱の保護を施し、グリップ又はフック等により固定させること。
4. 重要道路の横断及び危険箇所に近接して布設するときは、それぞれ適切な防護工事を講ずること。
5. 軌道下等特殊構造物の下を横断し、又はこれらに近接する場合の工法及び埋設深度等は、事前に当該事業者と協議の上施工するものとし、管の外部を絶縁材料で防護した上、さらに鉄筋コンクリート管（さや管）などに納めて布設すること。
6. 凍結のおそれのある場合は、濡れた場所に凍結促進のおそれがあるので、吸水性のない材料で完全被覆すること。
7. 凍結防止は、管肌と外気との温度差による結露を防止するため、防露（フェルト等の断熱材を巻き、防水テープを半分以上重ねて巻く）を施すこと。
8. 地盤沈下のおそれのある軟弱地盤等においては、泥土と砂の置き換えを施すこと。



## 第5節 管の埋設

1. 給水管の埋設深さは、次表の通りとする。

表3-5-1 布設場所による給水管の埋設深さ

布設場所	埋設深さ	適用
国・県道の車道及び歩道	舗装構成による	管路を管理する上で既設管との整合が必要な場合は、道路管理者の許容する範囲内において町が指示する。
その他公道（開発道路含む）	0.8m	同上
私道	0.6m	一般車両が通行する共有道路及び分譲地内道路は、公道に準ずる。
宅地内	0.3m	

2. 道路管理者から特に埋設深さ、埋め戻し、舗装等について指示があった場合は、管理者の指示に従うこと。
3. 給水管の埋設が障害物等のため前項の規定に達しない場合は、道路管理者と協議の上、必要な防護措置等を講ずること。

## 第6節 掘削

1. 地下埋設物については、必要に応じて各企業に立ち会いを求め、確認の上施工すること。
2. 基本的に、えぐり堀（狸掘り）を行ってはならない。また必要に応じて、さや管等を併用すること。
3. 道路を横断する場合は、片側ずつ施工するなど、交通に支障の無いよう心がけること。
4. 道路の掘削は、当日中に仮復旧まで完了できる範囲とする。やむを得ず開口した状態になるときは、工事表示及び覆工等の措置を講じ、事故防止に万全を期すこと。
5. 保安施設等については、道路管理者並びに警察署の許可を受けた後、許可条件指示事項を厳守して施工すること。

## 第7節 埋戻しと残土処理

1. 公道内での埋戻しは、厚さ0.2mごとにランマー等で転圧する。材料については、道路管理者の指示に従うこと。
2. 管上0.3mは、管防護のため砂（再生砂、山砂等）で埋戻すこと。また、湧水等がある場合は川砂で埋戻すこと
3. 残土及び埋戻しの土砂等を、道路内に堆積してはならない。やむを得ず仮置きする場合が生じても、交通に支障がないように、できる限り速やかに所定の場所へ運ぶこと。

## 第8節 路面復旧

### 1. 仮復旧

舗装道路の掘削後は、アスファルトにより速やかに仮復旧を行うこととする。その際、路盤を十分に転圧しアスファルトを均一に敷きならし、既設路面と同一面になるよう仕上げること。

仮復旧完成後は、既設舗装路面を含め清掃すること。また本復旧までの間は、仮復旧後の沈下等の状態を巡回し事故がないよう注意すること。

### 2. 本復旧

一般公道（町道）及び国・県道を復旧する場合は、それぞれの道路管理者の道路占用基準に準拠し施工すること。

## 第9節 止水栓の設置

1. 止水栓は、維持管理上支障が無く、かつ、開閉作業に支障がない場所を選定し、設置すること。
2. 止水栓は、官民境及び民境から 0.5m 以内の場所を原則とする。

## 第10節 水道メータ

### 1. 水道メータ取り扱い上の注意

- (1) 水道メータは、水道料金の算出基礎となる精密機器であるから、丁寧に扱うこと。
- (2) 流量方向を必ず確認し、逆に取り付けないよう十分注意すること。
- (3) 給水管内の水を放流し、雑物を除去してから取り付けること。
- (4) 水道メータのパッキンは、必ず製品を使用すること。なお、大型メータについては、全面黒ゴムパッキンを使用すること。
- (5) 大型メータのフランジ部分は、土砂等がかまないように入念にふき取り接続すること。

### 2. 水道メータの設置場所

- (1) 将来に渡り維持管理上支障が無く、点検、交換及び開閉作業が容易な場所。
- (2) 原則として公道に近い場所で、止水栓から 1m 以内、民境から 0.5m 以内の場所。
- (3) できる限り、メータ及びボックスは水平にすること。
- (4) 車両等がボックスの上を通行しない場所にすること。
- (5) 車庫等で車の下になるような場所にしないこと。
- (6) 土砂及び汚泥が侵入しない場所にすること。
- (7) 丙止めの伸縮は**適度**に伸びた状態とし、メータボックスを上から見たときに丙止めのコックの部分が隠れてはならない。

### 3. 水道メータ周りの構成

- (1) 40 mmのメータについては、伸縮型ボール式止水栓（丙止め）・メータユニオン・逆止弁、25 mm以下についてはそれにメータボックスを附属し町から貸与するので、それを設置すること。
- (2) 50 mm以上の大型メータについては、1次側にソフトシール弁、2次側にソフトシール弁及び逆止弁を設置すること。ただし、ボックス（大きさ、製品か現場打ちか等）については、町と協議し設置するものとする。

#### 第11節 集合住宅におけるメータの取り扱いについて

1. 2階建て以下の集合住宅は、すべて1階の屋外に設置すること。ただし、第10節の2の条件をふまえて設置すること。
2. 3階建て以上の集合住宅は原則としてパイプシャフト内に設置し、次の事項に注意すること。ただし、パイプシャフトを設けない場合は町と協議すること。
  - (1) いつでも（所有者及び使用者が留守の場合を含む）扉が開き、検針できること。
  - (2) 扉の開口部の寸法は、0.5m×0.6m以上であること。
  - (3) 扉は、パネル用の鍵で開けられること。
  - (4) メータの設置高さは、1m以内であること。
  - (5) メータの周りには、伸縮型ボール式止水栓と逆止弁を取り付けなければならない。
  - (6) 給水管は、防寒措置を施すこと。
  - (7) メータとガスメータを同一の開口部に設置する場合は、両者の間隔を0.3m以上離すこと。ただし、断面的にみて水道メータの取り外し等が支障無くできる場合、間隔は考慮しなくてもよいが、図面にて説明し承諾を得ること。
  - (8) 申請する際は、パイプシャフト内の詳細図を添付すること。

#### 第12節 撤去工事

給水管を撤去する場合は、必ず分岐部分を次の方法により完全に止水する事。

1. サドル分水栓は、栓止め後キャップ止めとする。
2. 不断水T字管等は、バルブ止めとせず、キャップ又はフランジ蓋止めとする。
3. T字管は、撤去して直管に置き換えること。ただし撤去が困難なときは、キャップ又は、フランジ蓋止めとする。

### 第13節 写真撮影

1. 公道内に布設する場合は、必ず公道分の施工から完成までの一連の写真を提出しなければならない。

- ①原則として、同一写真内に管の土被り及び布設場所が判読できるようにする。
- ②管の土被り等の写真は、スタッフ等を使用し判読できるようにする。
- ③黒板等を用い、申請者名、申請場所、施工業者名等を記入する。
- ④開発や分譲等で配水支管又は共有管を布設する場合は、次の写真計画表に沿って撮影する。

表3-13-1 工事写真計画表

種別	細別	内容
現場状況	着手前	同一地点及び同一方向から定点をもって
	完成	〃
土工	掘削工	掘削状況、床付け状況
	埋戻し工	埋戻し状況、転圧状況、各層ごとの出来高検尺（転圧後）
	埋設シート	全景
管布設工	布設工	布設状況、土被り検尺、構造物からの離れ
	継手工	締付け状況
	水圧試験	試験状況
取出し管	掘削工	掘削状況、床付け状況
	布設工	布設状況、締付け状況、土被り検尺、構造物からの離れ
	埋戻し工	埋戻し状況、転圧状況、各層ごとの出来高検尺（転圧後）
	埋設シート	全景
	水圧試験	試験状況
舗装工	仮復旧工	敷均し状況、転圧状況、出来高検尺（幅、厚さ）
保安施設	各種標識類	設置状況、設置後全景
	交通整理	交通整理状況等

2. 給水装置完成時に提出する写真は、水圧テスト、止水栓からメータまでの配管、止水栓及びメータの設置位置が分かる写真とすること。なお、配管状況及び設置位置は寸法等が分かるように撮影すること。

※給水装置完成時に提出する写真撮影例は町ホームページ

(<https://www.town.oi.kanagawa.jp/soshiki/9/koji.html>) に掲載しているので、必ず確認すること。

#### 第14節 交通安全設備設置基準

1. 公道内の施工にあつては、道路法（昭和27年法律第180号）第47条の15に基づき、交通安全設備設置基準が定められているので厳守すること。

なお、表3-14-1交通安全設置基準例を掲載しますので、参考としてください。

表3-14-1 交通安全設置基準例

種 別	設 置 基 準 例
道路標識	工事現場の両端に設置すること。
工事標示板	工事区間の起終点に設置する。ただし、短期間の場合は、省力する事ができる。
昼夜間作業標示板	夜間又は昼夜間の作業を行う場合は、工事標示板の上に設置する。
迂回標示板	車両の迂回を必要とする場合は、迂回路入り口に設置する。また、迂回路途中の交差点には、「まわり道」の補助板を設置する。
保安柵	交通の流れに直面する場合は全面、現場外周は、おおむね3m間隔に設置する。
予告版	工事現場の手前50m、若しくは100mの位置に、「注意」の補助板を付して設置する。
照明灯	交通量が頻繁な場所及び危険な場所には、照明灯（200ワット以上）を設置する。

2. 標示板及び防護施設は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置されていて、修繕等の維持管理を常時行うほか、夜間においては、遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

#### 第15節 断水

1. 断水は原則町職員が行うこととし、給水管に限り事業者が行うことができる。ただし、断水を行うときは、町の承諾を得ること。

2. 本管の断水を行うときは予め町と日程調整を行い、断水により影響を受ける使用者等については通知等で周知すること。

#### 第16節 事故処理

万一事故が発生したときは、臨機の処置を行うとともに、速やかに関係各所に報告し指示を受けること。

## 第4章 審査及び検査

### 第1節 審査

工事の申し込みを受けたときは、この設計基準に基づいて審査を行う。

#### 1. 給水台帳

- (1) 工事の区分については、次の説明を参考にする。
  - ①新設・・・新規に宅地造成され、新たに水道の権利を取得する場合
  - ②改造・・・すでに水道の権利があり、家を建替える場合
  - ③増設・・・建物の増築や水栓の増設、改造をする場合
  - ④撤去・・・取出し管や宅地内配管を撤去する場合
- (2) 施工者及び主任技術者について、指定期間内か確認する。
- (3) 給水装置所在地及び所有者については、建築確認済書と照合する。また、公図との照合も併せて行うこと。
- (4) 権利者承諾欄については、各所有者の承諾及び支管分岐承諾が必要か否かを確認する。
- (5) 誓約書については、本基準書に掲載した記入例を基に、該当する内容が記載されているか確認する。
- (6) 量水器については、量水器の口径に適合した水栓数か確認する。
- (7) 町納入金について減免等の対象となる場合は、申請者の在住期間及び既加入状況を確認する。
- (8) 止水栓及びメータの位置については、本基準書に記載の条件に適合しているか確認すること。適合していない場合は、事業者と協議し、修正が必要となった場合は図面等を再提出させること。
- (9) 完成予定年月日が記載されているか確認する。

#### 2. 証明書類及び添付書類について

- (1) 建築確認済書
- (2) 使用開始届（工事用給水装置開始届）
- (3) 所有者変更届（前所有者からの記名が困難な場合は、売買契約書の写し又は登記事項証明書）
- (4) その他必要と思われるもの

### 第2節 責任修理

工事完成後1年以内又は通水後1年以内に生じた事故及び故障については、当該工事を行った事業者が費用を負担してこれを修繕しなければならない。ただし、その事故及び故障が不可抗力又は使用者の故意若しくは過失による場合はこの限りでない。

また、この事象によって発生した水道料金相当分については、事業者がその全部を負担するものとする。

### 第3節 給水装置工事検査要領

完成検査は、給水工事設計基準及び設計図面等に基づき、主任技術者の立ち会いの上厳正に行う。

(1) 工事完成後、町から給水台帳を借用し、完成図を台帳に転写し、給水装置工事完成検査申請書（以下、「完成検査申請書」という。）と工事写真を添付し町に提出する。

なお、提出する工事写真（A4判）については、第3章第13節の基準に則り提出すること。

(2) 毎月20日（20日が土日祝日の場合はその直前の開庁日）を完成届けの締め切り日とし、25日（25日が土日祝日の場合はその翌開庁日）から月末までの間で検査を行う。なお、検査日は締め切り日の翌日以降に町から連絡する。

(3) 完成検査を受ける際は、その給水装置の清掃及びボックス内に土砂等の混入がないよう、徹底した管理を行うこと。

(4) 検査内容については、この設計基準に定める事項に基づき、別紙検査表により厳正に検査を行う。なお、必要に応じて次の項目検査も行う。

#### ①水圧検査

検査水圧は、配水管の常水圧とするが必要に応じて水圧ポンプを使用し、

1.75Mpaに加圧した上、約1分間圧力を保持し、漏水の有無を確認する。

#### ②使用材料及び器具の検査

使用した材料が検査合格品であるか確認する。

#### ③破壊検査

構造及び材質に不備があると考えられるときは、破壊によりその確認を行う。

(5) 再検査を指示された場合は、検査日より1週間以内に指示事項を修復若しくは、改善し検査を受けること。

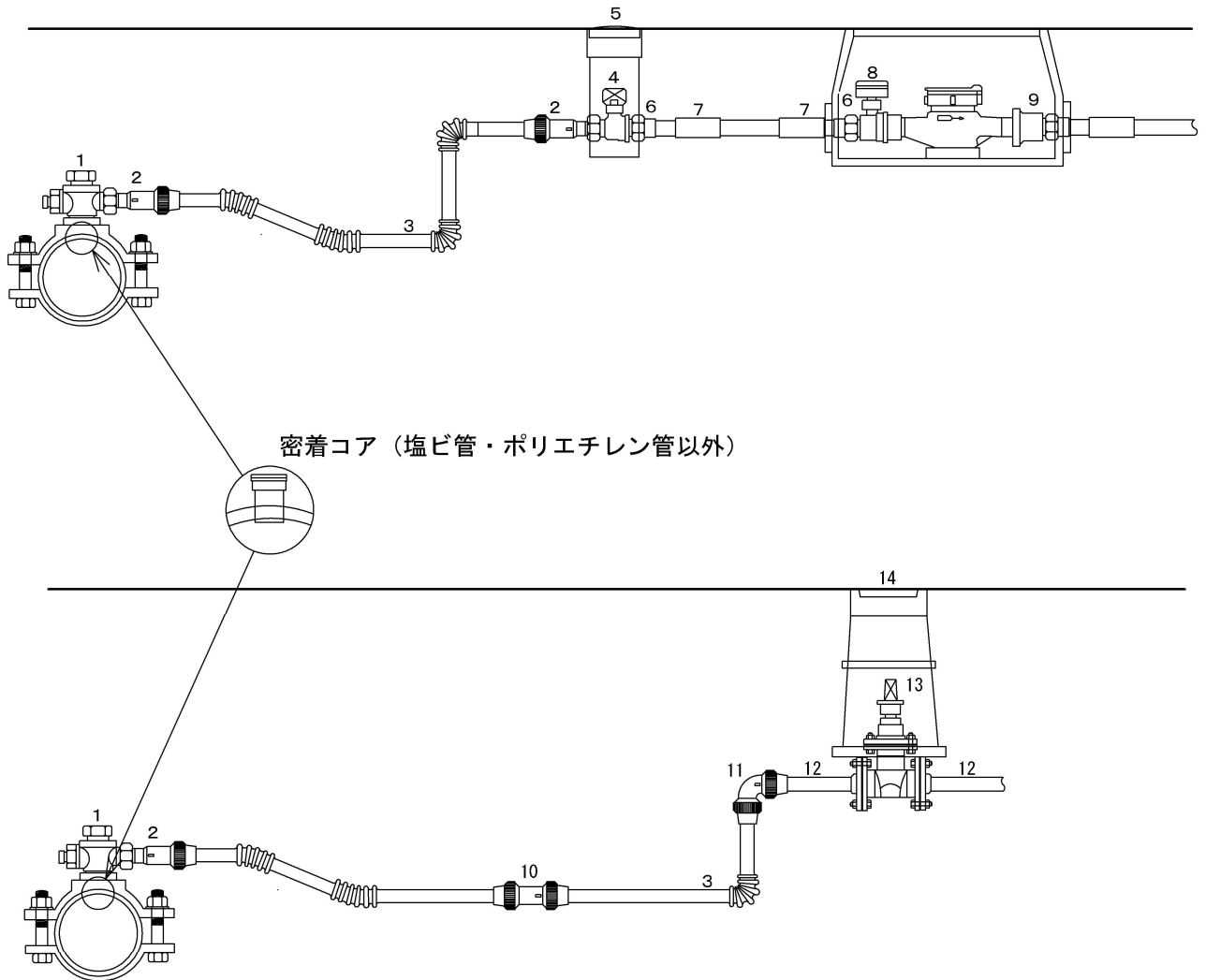
## 第 5 章 參考資料



# 給水装置の構成

(大井町 給水取出し配管例)

φ 20 ・ 25 ・ 40 ・ 50mm



## 材 料 明 細 表

1	サドル付分水栓	8	ボール式副止水栓
2	SUSメータ継手	9	逆止弁
3	ステンレス波状管	10	SUSソケット継手
4	ボール式止水栓3型	11	SUSエルボ継手
5	止水栓ボックス ※1	12	フランジ付き絶縁短管
6	GN付メータユニオン	13	ソフトシール弁
7	H I V P - S	14	仕切弁篋 ※1

※ 1 φ 40, 50mmの場合は、第11節を参照のこと。

	設置場所	立上り口径	蓋
φ 20 ・ 25	宅地	100	樹脂製
φ 40	宅地	150	樹脂製
	道路	250	铸铁製
φ 50	宅地	250	铸铁製
	道路	250	铸铁製

※ 2 ロケーティングワイヤーは不要。

※ 3 管防護用の被覆ビニールを施工すること。

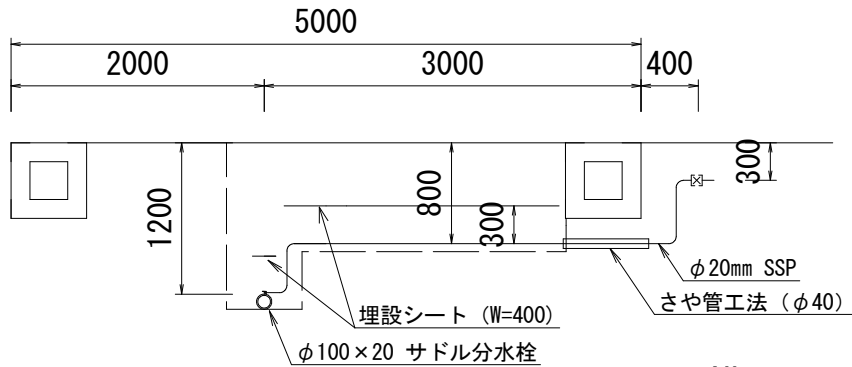
# 記 載 例

受 付 第	号	年	月	日	
<h2 style="margin: 0;">給水装置工事申請及び施工承認願</h2> <p style="margin: 0;">( 区分 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">新設</span> ・ 改造 ・ 増設 ・ 撤去 )</p> <p style="margin: 0;">大井町水道事業 大井町長 様</p> <p style="margin: 0;">給水装置工事を申し込みますのでご承認願います。 この工事に係る手続き、施工、水道利用加入金等の納入及び還付金受領等については、下記の工事施工者に一切の権限を委任します。また、工事完成後は公道内の給水装置を寄付します。 町から貸与された水道メータ等の善良な管理を怠り、破損又は損失した場合は実費にて賠償し、計量業務に支障が生じた場合は自費をもって改善又は移設することを誓約します。 なお、所有者が変更になった場合も、この申請に係る誓約及び権利者承諾を継承します。</p> <p style="margin: 0;">令和 5 年 7 月 1 日</p>					
工事申請者	住所 <small>フリガナ</small>	足柄上郡大井町金子1995番地 オオイ タロウ			
	氏名	大井 太郎			
	電話	0465-85-5011			
工事施工者	住所 <small>フリガナ</small>	足柄上郡大井町大井中央3000 ユウ カナガワセツビ			
	氏名	(有)神奈川設備			
	電話	0465-85-5000			
主任技術者	氏名	神奈川 一郎			
添付書類	建築確認済書の写し ・ 住民票 ・ 給水装置所有者変更届 ・ 貯水槽構造図等				
給水装置所在地	大井町 上大井10000番地				
所有者	住所	同上			本 管
	氏名	同上			
使用者名	同上				量 水 器
用途	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">家庭用</span> ・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">業務用</span> ( <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">飲食店</span> ) ・ 仮設				
権 利 者 承 諾 欄	(建物所有者) 私所有の建物に給水装置の工事をするを承諾します。これにより支障が生じたときは、当事者間で解決します。				町 納 入 金
	住所				
	氏名				
	(給水装置所有者) 私所有の給水装置から分岐給水することを承諾します。これにより支障が生じたときは、当事者間で解決します。				金
	住所				
	氏名				
	(土地所有者) 私所有の土地について給水装置の設置及び土地の掘削を承諾します。これにより支障が生じたときは、当事者間で解決します。				事 務 費
	住所				
	氏名				
誓 約 欄	断減水等により営業に支障が生じても町に苦情を申しません。				給水装置工事に合格したことを証明する。  検査員
	氏名	大井 太郎			
設 計	課長	副課長	主任	課 員	精 算

# 記載例

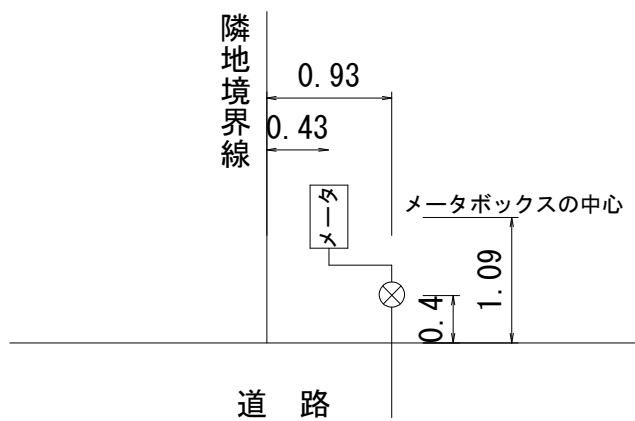
## 横断図 (S=1:50)

※本管の埋設シートは、本管の300上とする



※横断図はmm単位とする

## オフセット (メートルまで)



## 使用材料表

材料名	仕様	数量
-----	----	----

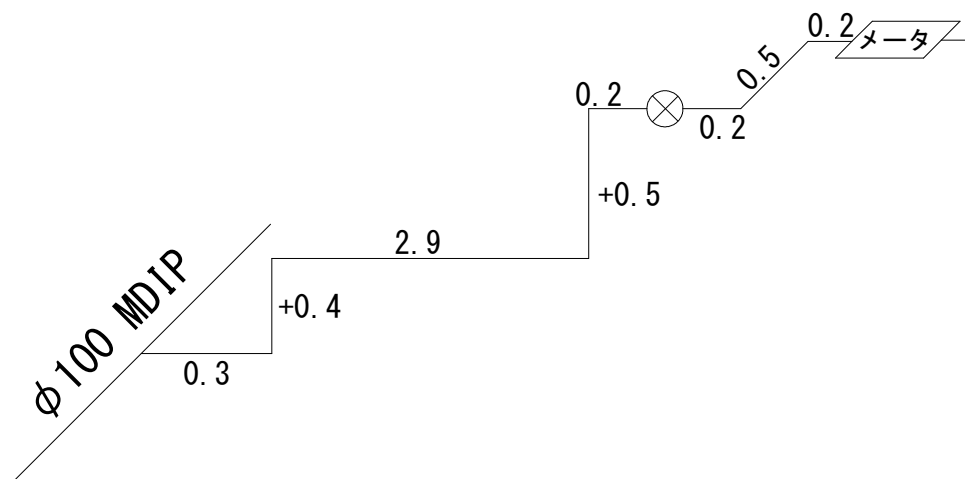
# 記載例

## 位置図



※対象地が中央になるようにすること  
※原則貼り付けはしないこと

## 立面図（メートルまで）



※引込管が既設の場合は点線とする

# 給水装置工事承認書

年 月 日

様

大井町水道事業 大井町長

次の通り承認します。

承認番号	第 年度号	承認年月日	年 月 日
給水装置工事場所	大 井 町 番 地		
給水装置の種別	新設 ・ 増設 ・ 改造 ・ 撤去 ・ 幹線 ・ 取出し		
指定工事事業者			
主任技術者			
備 考	新設、取出し等で新規に配水管から分水する場合は、町水道事業者の立会が必要になります。日程調整の連絡をお願いします。		

# 給水装置工事完成検査申請書

年 月 日

大井町水道事業 大井町長 様

住 所

指定工事業者 氏 名

電 話

次のとおり、給水装置工事が完成しましたので、検査の申請をします。

承認番号 (受付番号)	年度 ・ 第 号	
申請者	住 所	
	氏 名	
給水装置場所	大 井 町	番 地
給水装置の種別	新設 ・ 増設 ・ 改造 ・ 撤去 ・ 幹線 ・ 取出し	
完成年月日	年	月 日
完成時指針		m <sup>3</sup>
検査希望年月日	年	月 日
主任技術者名		
備 考		

# 給水装置工事完成検査表

課長	副課長	課員	検査員

申請者氏名			指定事業者				
設置場所	大井町	番地	受付番号	年	第	号	
完成年月日	年	月	日	検査年月日	年	月	日
量水器番号		指針	m <sup>3</sup>	残留塩素	mg/L		

調査内容		結果	調査内容		結果
止水栓	蓋の向きは適当か(上流部から開くか)		メータ及び 丙止め	位置は適当か(開閉操作が容易にできるか)	
	位置は適当か			メータの向きは正確か	
	土砂等が入っていないか			逆止弁は付いているか	
	高さは適当か			メータの動作が良好か	
	コンクリート巻はおこなっているか			水圧はあるか	
メータBOX	位置は適当か(検針しやすい位置か)		その他	ストレーナーにゴミはないか	
	土砂等が入っていないか			外蛇口等は移動していないか	
	高さは適当か			ドレーン	

受水槽	マンホール高さ20cm以上(有・無) 蓋取付(良・悪)
	流入管(良・悪) 流出管
	受水槽(地下式・地上式)(床面より cm)
	簡易専用水道設置届(必要有・必要無)

## 再 検 査 表

再検査日			再検査項目	チェック
年	月	日	1	
			2	
課長	副課長	検査員	3	
			4	
			5	